

諮問日：令和3年1月21日（令和2年度（最情）諮問第33号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（最情）答申第2号）

件名：最高裁判所等で開催された生活保護基準引き下げの事案を含む研究会等に関するレジュメ等の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所、司法研修所等その他において開催された、生活保護基準引き下げの事案を含む研究会、研修、意見交換等に関する開催通知、レジュメ、論点整理表、参加者名簿、議事録、講演録、資料その他関連する一切の文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、別紙記載6及び7の各文書（以下、別紙記載6の文書を「本件講演録」と、同7の文書を「本件レジュメ」といい、これらを併せて「本件対象文書」という。）のうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示とした判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年11月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 不平等、不公平である点

取扱要綱によれば、司法行政文書の開示の申出があった場合は、「何人」に対しても、原則として開示するものとするがあります。

ところが、御庁は、私の開示申出に対し、本件講演録及び本件レジュメにつ

いて、講演名、講師名、講演内容及びレジュメ内容（以下、これらを併せて「本件不開示部分」という。）をマスキングして開示しませんでした。

他方で、御庁は、別の申出人に対する司法行政文書の開示において、本件講演録と考えられる講演名とその要旨を開示しています。

私に対しては、本件講演録の講演名や講演内容等を開示せず、別の申出人に対しては講演名や講演内容の要旨を開示するのは、不平等であり、不公平です。

2 「公にすることにより研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」ではない点

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号における「公にすることにより…当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のうち、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならないし、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるとされています。また、御庁の「司法行政文書開示手続の手引」においても、上述と同趣旨の記載があります。

そして、別の申出人に対しては、講演名や講演内容の要旨については開示しています。

そうすると、別の申出人に対しては、本件講演録の講演名や講演内容を開示しているのですから、それらは、公にすることにより研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報ではないと思います。そこで、私に対し、本件講演録の講演名をマスキングし、その講演内容及び本件レジュメの全てをマスキングするのはおかしいと思います。

3 以上より、本件講演録及び本件レジュメの開示に対して苦情を申し出ます。

本件講演録及び本件レジュメについて、本件不開示部分を開示してください。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件不開示部分を不開示とした理由

(1) 法5条1号所定の不開示情報が記載されていること

最高裁判所は、原判断に先立ち、本講演を行った講師（以下「本件講師」という。）に対し、本件対象文書について、司法行政文書の開示に関する意見の照会を行った。

本件講師からは、本件対象文書には本件講師が既に別の論文において公表した議論を含む情報が記載された部分があり、これらを照合することによって本件講師を推測することができるから、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、また、その他の部分についても、本件対象文書が公開されることにより、本件対象文書に記載された本件講師の見解等について、将来、本件講師が自らの希望する時期及び方法により発表する利益を害されることとなるため、同号の不開示情報に該当するとして、本件不開示部分、肩書、氏名、研究会の実施期間及び実施日の記載を不開示とすべきである旨の意見が述べられた。

最高裁判所は、上記意見を踏まえ、本件不開示部分には、同号所定の不開示情報が記載されていると判断したものである。

(2) 法5条6号所定の不開示情報が記載されていること

司法研修所で実施する裁判官研修においては、多くの外部講師を招へいして講演等を行っているところ、いずれの講師も各分野の第一線で活躍する研究者、実務家等であり、その講演等は裁判官研修の中核を成すものであって、充実した研修を実現するためには、講師との信頼関係が極めて重要である。裁判官研修で使用するレジュメ等の資料や、同研修における講演録は、講師が裁判官研修のために作成し、又は講演された内容を取りまとめたものであり、講師の了承を得てその範囲で利用しているものであって、講師の了承を得ない利用方法は、講師との信頼関係を損ね、今後、講師の招へいに応じてもらえなくなるなど、研修事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

あるといえる。

上記(1)のとおり、本件講師は、本件不開示部分について、その全部を不開示とすべきである旨の意見を述べているところ、それに反して同部分を公にすることは、同講師との信頼関係を著しく損ね、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件不開示部分には、法5条6号所定の不開示情報が記載されていると判断したものである。

2 不平等・不公平な対応ではないこと

苦情申出人が指摘する別件の開示申出は、司法研修所において作成した「講演録・結果概要等の掲載順一覧」（以下「別件一覧文書」という。）を開示の対象とするものであるところ、当該文書の性質及び内容に照らすと、講演の標題と要旨に係る部分を開示しても直ちに特定の講師が識別されるものではなく、また、特定の講師の権利利益を害するおそれもないと考えられたことから、原則として講師名を除く部分を部分開示したものである。

他方、本件開示申出においては、本件講師が作成した本件レジュメ及びその講演内容を取りまとめた本件講演録が開示の対象となっているところ、本件講師から上記1(1)の意見が述べられたことから、同意見の内容を踏まえ、また、本件講師との信頼関係を考慮して、本件不開示部分が不開示情報に当たると判断したものである。

このように、別件の開示申出と本件の開示申出とでは対象となる文書が異なっており、これらの対象文書の性質の違いや、本件開示手続において明らかとなった本件講師の意見に鑑みれば、両者の判断に仮に相違が生じたとしてもやむを得ないものであって、本件開示申出について不平等・不公平な対応をしたものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年1月21日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年5月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、司法研修所において実施された平成26年度行政基礎研究会I及び同年度行政実務研究会における講演の講演録及びレジュメであり、見分の結果によれば、本件講演録については同講演の名称、本件講師の氏名、同講演の内容（本件講演録の本文）等が、本件レジュメについてはページ数の記載を除き、標題、作成者である本件講師の氏名、その他本件レジュメの記載内容全てが原判断において不開示とされたことが認められる。

本件不開示部分には、本件講師による講演の内容及び本件講師が作成したレジュメの内容等がその氏名とともに記載されているから、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書きからハまでに掲げる情報に相当するような事情は認められない。そして、本件不開示部分に記載された内容及び本件講師に対する意見照会の回答結果を踏まえれば、本件不開示部分については、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、なお公にすることにより本件講師の権利利益を害するおそれがあると認められ、取扱要綱記第3の2の定めに基づく部分開示をすることも相当でない。

また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所で実施する裁判官研修において充実した研修を実現するためには、同研修における講演等を依頼している外部講師との信頼関係が極めて重要であり、同研修で使用するレジュメ等の資料や、同研修における講演録については、講師の了承を得て研修に必要な範囲で利用しているものであって、講師の了承を得ない利用方法は、講師との信頼関係を損ね、今後、講師の招へいに応じてもらえなくなるなど、研修事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとのことである。このような説明は十分肯認することができるものであり、これに加えて、本件講師

に対する意見照会の回答結果も踏まえて検討すれば、本件不開示部分が公にされた場合には、本件講師との信頼関係を著しく損ね、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、別の申出人がした別件の開示の申出に対し、最高裁判所が本件講演録と考えられる講演名や講演内容の要旨を開示していることを指摘し、不平等であり、不公平である旨主張する。

しかしながら、本件苦情申出書の添付資料によれば、別件の開示の申出において最高裁判所が開示したという文書は、最高裁判所事務総長が説明するとおり、別件一覧文書であり、本件対象文書とは異なるものであることが認められる。また、別件一覧文書を本件対象文書と照らし合わせてみると、別件一覧文書中の標題欄の記載は、本件講演録中の講演名の記載と完全には一致しないことが認められ、かつ、別件一覧文書の性質及び内容に照らすと、講演の標題と要旨に係る部分を開示しても直ちに特定の講師が識別されるものではなく、また、特定の講師の権利利益を害するおそれもないと考えられる。このように、文書の性格及び記載内容において両者に相違があることを踏まえて検討すれば、苦情申出人の上記主張は、上記1の判断を左右するものとはいえない。

- 3 以上のとおり、原判断において、本件対象文書のうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことについては、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成26年5月9日付け司研企一第241号司法研修所長通知「平成26年度行政基礎研究会Ⅰの実施について」（添付文書を含む）
- 2 平成26年6月11日付け司研企一第350号司法研修所長通知「平成26年度行政基礎研究会Ⅰの参加者について」
- 3 平成26年度行政基礎研究会Ⅰ参加者名簿
- 4 平成26年7月4日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成26年度行政基礎研究会Ⅰについて」（添付文書含む）
- 5 平成26年度行政基礎研究会Ⅰ・平成26年度行政実務研究会日程表
- 6 平成26年度行政基礎研究会Ⅰ 平成26年度行政実務研究会 講演の講演録
- 7 平成26年度行政基礎研究会Ⅰ 平成26年度行政実務研究会 講演のレジュメ
- 8 平成26年5月9日付け司研企一第242号司法研修所長通知「平成26年度行政実務研究会の実施について」（添付文書を含む）
- 9 平成26年6月11日付け司研企一第352号司法研修所長通知「平成26年度行政実務研究会の参加者について」
- 10 平成26年度行政実務研究会参加者名簿（変更前）
- 11 平成26年7月4日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成26年度行政実務研究会について」（添付文書を含む）
- 12 平成26年9月19日付け福岡高裁人第1710号福岡高等裁判所長官上申「平成26年度行政実務研究会の参加者の取消しについて」
- 13 平成26年9月24日付け司研企一第570号「平成26年度行政実務研究会の参加者の取消しについて（9月19日付け人第1710号に対する通知）」
- 14 平成26年度行政実務研究会参加者名簿（変更後）
- 15 平成26年度行政実務研究会 共同研究「行政事件の審理・運営をめぐる諸

問題」結果概要

- 1 6 平成26年9月1日付け司研企一第504号司法研修所長通知「平成26年度行政基礎研究会Ⅱの実施について」（添付文書を含む）
- 1 7 平成26年10月7日付け司研企一第604号司法研修所長通知「平成26年度行政基礎研究会Ⅱの参加者について」
- 1 8 平成26年度行政基礎研究会Ⅱ参加者名簿
- 1 9 平成26年10月22日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成26年度行政基礎研究会Ⅱについて」（添付文書を含む）
- 2 0 平成26年度行政基礎研究会Ⅱ日程表
- 2 1 平成26年度行政基礎研究会Ⅱ 共同研究「行政事件の事件動向と審理運営上の問題点」結果概要
- 2 2 平成26年度行政基礎研究会Ⅱ 共同研究「行政事件の事件動向と審理運営上の問題点」資料①
- 2 3 平成26年度行政基礎研究会Ⅱ 共同研究「行政事件の事件動向と審理運営上の問題点」資料②
- 2 4 平成27年4月24日付け司研企一第247号司法研修所長通知「平成27年度行政実務研究会の実施について」（添付文書を含む）
- 2 5 平成27年6月2日付け司研企一第345号司法研修所長通知「平成27年度行政実務研究会の参加者について」
- 2 6 平成27年度行政実務研究会参加者名簿（変更前）
- 2 7 平成27年6月10日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成27年度行政実務研究会について」（添付文書を含む）
- 2 8 平成27年9月18日付け司研企一第560号「平成27年度行政実務研究会の参加者の取消しについて」
- 2 9 平成27年度行政実務研究会参加者名簿（変更後）
- 3 0 平成27年度行政基礎研究会A・平成27年度行政実務研究会日程表

- 3 1 平成 2 7 年度行政実務研究会 共同研究「行政事件の審理・運営をめぐる諸問題」結果概要
- 3 2 平成 2 7 年 9 月 1 日付け司研企一第 5 2 0 号司法研修所長通知「平成 2 7 年度行政基礎研究会 B の実施について」（添付文書を含む）
- 3 3 平成 2 7 年 1 0 月 2 日付け司研企一第 5 9 4 号司法研修所長通知「平成 2 7 年度行政基礎研究会 B の参加者について」
- 3 4 平成 2 7 年度行政基礎研究会 B 参加者名簿
- 3 5 平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成 2 7 年度行政基礎研究会 B について」
- 3 6 平成 2 7 年度行政基礎研究会 B 日程表
- 3 7 平成 2 7 年度行政基礎研究会 B 共同研究「行政事件の審理運営上の諸問題－争点整理を中心として－」結果概要
- 3 8 平成 2 7 年度行政基礎研究会 B 共同研究「行政事件の審理運営上の諸問題－争点整理を中心として－」資料 行政事件の審理運営上の工夫例（争点整理を中心に）
- 3 9 平成 2 8 年 5 月 1 3 日付け司研企一第 4 8 2 号司法研修所長通知「平成 2 8 年行政基礎研究会 A の実施について」（添付文書を含む）
- 4 0 平成 2 8 年度行政基礎研究会 A の実施要領（添付文書を含む）
- 4 1 平成 2 8 年 6 月 2 0 日付け司研企一第 5 8 0 号司法研修所長通知「平成 2 8 年度行政基礎研究会 A の参加者について」
- 4 2 平成 2 8 年度行政基礎研究会 A 参加者名簿（変更前）
- 4 3 平成 2 8 年 7 月 1 3 日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成 2 8 年度行政基礎研究会 A について」
- 4 4 平成 2 8 年 9 月 2 7 日付け札高裁人第 1 2 3 3 号札幌高等裁判所長官上申「平成 2 8 年度行政基礎研究会 A の参加者の取消しについて」（添付文書を含む）

- 4 5 平成28年9月29日付け司研企一第982号司法研修所長通知「平成28年度行政基礎研究会Aの参加者の取消しについて（9月27日付け人第1233号に対する通知）」
- 4 6 平成28年度行政基礎研究会A参加者名簿（変更後）
- 4 7 平成28年度行政基礎研究会A・平成28年度行政実務研究会日程表
- 4 8 平成28年度行政基礎研究会A，行政実務研究会 講演「社会保障制度の仕組みと諸問題」講演録
- 4 9 平成28年度行政基礎研究会A，行政実務研究会 講演「社会保障制度の仕組みと諸問題」資料
- 5 0 平成28年5月13日付け司研企一第485号司法研修所長通知「平成28年度行政実務研究会の実施について」（添付文書を含む）
- 5 1 平成28年度行政実務研究会の実施要領（添付文書を含む）
- 5 2 平成28年6月20日付け司研企一第582号司法研修所長通知「平成28年度行政実務研究会の参加者について」
- 5 3 平成28年度行政実務研究会参加者名簿（変更前）
- 5 4 平成28年7月13日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成28年度行政実務研究会について」
- 5 5 平成28年9月8日付け東京高裁人第3030号東京高等裁判所長官上申「平成28年度行政実務研究会の参加者の変更について」（添付文書を含む）
- 5 6 平成28年9月23日付け司研企一第939号司法研修所長通知「平成28年度行政実務研究会の参加者の変更について（9月8日付け人第3030号に対する通知）」
- 5 7 平成28年度行政実務研究会参加者名簿（変更後）
- 5 8 平成28年度行政基礎研究会A・平成28年度行政実務研究会日程表